

工事請負等競争入札参加者心得

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

改 正 平成 18 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 この心得は、大阪市財政局契約監理部が行う工事の請負に係る一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、大阪市契約規則、大阪市交通局契約規程、大阪市水道局契約規程、契約書及びその他関係法令の各条項並びに入札の手引、入札指名通知事項及び入札説明書の各項等を遵守しなければならない。

(工事費内訳書及び配置予定技術者調書の提出等)

第 3 条 入札参加者は、次の各号に掲げる場合においては、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）及び配置予定技術者調書を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札の公告文又は入札説明書に規定する場合
 - (2) 公募型指名競争入札の公示文各項に規定する場合
 - (3) 指名競争入札の入札指名通知事項に規定する場合
 - (4) 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取を行う場合
- 2 内訳書記載の工事費合計金額と入札書記載金額は対応した金額でなければならない。
- 3 配置予定技術者調書に記載されている技術者を監理技術者又は主任技術者として配置しなければならない。ただし、やむを得ず変更せざるを得ないと本市が認める場合はこの限りではない。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、次の各号のいずれかに違反した場合において、大阪市競争入札指名停止措置要綱による指名停止の措置を受けることがある。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (4) 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じなければならない。
- (5) 談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出しなければならない。
- (6) 本市職員に不正要求をしてはならない。
- (7) 前各号のほか、心得の事項について遵守しなければならない。

(入札の無効)

第5条 大阪市契約規則、大阪市交通局契約規程、大阪市水道局契約規程、入札指名通知事項及び入札の手引に定めるほか、第3条各項及び前条各号の規定に違反した入札は、無効とする。

(その他)

第6条 入札及び契約に際しては、本市職員の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年6月1日から施行する。